

令和 8 年度 第 1 回君津市男女共同参画推進懇話会会議録

1. 開催日 令和 8 年 8 月 26 日（水）
2. 時間 午後 1 時 30 分から午後 3 時
3. 開催場所 君津市役所 5 階大会議室
4. 議題 (1) みんなが輝くまち・きみつプラン（第 5 次君津市男女共同参画計画）
における令和 7 年度事業評価及び令和 8 年度目標の設定について
(2) 第 6 次君津市男女共同参画計画骨子（案）について
5. 出席委員 15 名
千葉 操 藤田 一哉 鈴木 克之 立川 浩子
勝 博美 竹内 きみ江 齊 藤 敦 窪田 幸江
佐久間 健二 佐藤 文華 山口 智彦 石川 昭一
富田 嘉孝 水越 崇 秋元 智博
6. 出席職員 5 名
市民生活部長 田 渕 陽子
市民生活部次長
事務取扱 市民生活課長 野 村 出
市民生活課 主幹 山 中 利 幸
市民生活課 係長 水 村 惇 志
市民生活課 主任主事 五十嵐 早希
7. 公開又は非公開の別 公開
8. 傍聴者 1 名

開会（午後 1 時 30 分）

- 事務局 ただいまより、令和 8 年度第 1 回君津市男女共同参画推進懇話会を開会いたします。
- なお、本日は、小川 美智子委員、鈴木 恵子委員、森 優太委員から、ご都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告いたします。
- はじめに、懇話会委員の変更について、お知らせいたします。年度の切り替え等により、新しくご就任いただきました委員の皆様を紹介させていただきます。
- 君津市人権擁護委員協議会から鈴木 克之様、立川 浩子様、君津商工会議所から窪田 幸江様、君津市自治会連絡協議会から佐久間 健二様、君津市 PTA 連絡協議会から佐藤 文華様、山口 智彦様の 6 名がお引き受けくださりました。
- 委嘱状につきましては、机上に配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 次に、事務局職員の紹介でございますが、お時間の都合上、お手元の席次表により代えさせていただきます。
- ここで、石井市長より、挨拶を申し上げます。
- 市長 挨拶 —
- 事務局 ここで、石井市長については、公務のため退席いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- 市長 退席 —
- 事務局 次に、議題に入る前に、何点か連絡事項をお伝えいたします。
- 本会議は、君津市審議会等の会議の公表に関する規則に基づき公開されており、本日の傍聴者は 1 名です。では、傍聴の方はお入りください。
- 傍聴人 入場 —
- 事務局 本会議の会議録は、後日、市のホームページで公開されますので、ご了承願います。
- なお、事務局が会議録を作成する都合により、ご発言される際は、マイクをお使いくださるようお願いいたします。
- 連絡事項は以上になります。それでは、懇話会設置要綱第 6 条第 1 項により、進行を齊藤会長にお願いいたします。

議題 1 「みんなが輝くまち・きみつプラン（第 5 次君津市男女共同参画計画） における令和 7 年度事業評価及び令和 8 年度目標の設定について」

- 齊藤会長 では、議事に入ります。まず議題の 1、「みんなが輝くまち・きみつプラン（第 5 次君津市男女共同参画計画）における令和 7 年度事業評価及び令和 8 年度目

齊藤会長
事務局

標の設定について」、事務局より説明をお願いします。

議題の説明に先立ちまして、初めての方もいらっしゃいますので、君津市の男女共同参画計画について、改めて説明させていただきます。

平成 11 年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」において、最重要課題と位置付けられているのは、男女共同参画社会の実現です。これは、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、国や県、また各市町村で計画を策定し、実現に向けて取り組んでいるところです。

本市においては、平成 14 年度から第 1 次、以降第 4 次まで続きまして、令和 4 年度からは、第 5 次男女共同参画計画を「みんなが輝くまち・きみつプラン」と題し、策定しております。

第 5 次計画における基本理念である、「市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して」の実現に向けて、58 の具体的施策を各事業課にて展開しており、例年、計画の進捗管理のため、各施策における昨年度の事業実績と、今年度の事業目標を報告しております。こちらが、本日の議題 1 となります。

また、議題の 2 につきましては、令和 9 年度から開始する第 6 次計画の策定に向けて、計画の基礎となる骨子案を作成しましたので、懇話会委員の皆様にご確認いただくものとなります。

皆様におかれましては、計画の実現のため、ご意見やご助言をいただけますようお願い申し上げます。

事務局

それでは、第 5 次君津市男女共同参画計画における令和 7 年度事業評価及び令和 8 年度目標の設定について、ご説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。

「(資料 1-1) 令和 8 年度 君津市男女共同参画計画実施調査票」をご覧ください。

第 5 次君津市男女共同参画計画では、合計で 58 の事業があり、進捗管理のため、それぞれの事業担当課に、7 年度における事業実績の評価と、8 年度における目標を設定しております。

達成度は、現状値や 7 年度目標に対する到達状況などを総合的に判断したものであり、調査票の右上に説明がございますとおり、A：予定通り実施、B：概ね予定通り実施、C：予定の半分程度実施、D：予定の半分未満実施の 4 段階評価となります。

7 年度の目標達成度の割合は、この表の末尾 6 ページに記載しておりますが、A 評価が 46%、B 評価が 30%、C 評価が 23%、D 評価が 2%であり、A 評価と B 評価の合計は 76%と、全体的には概ね達成できているが、一方で 4 分の 1 程度は課題を抱えていると考えられます。

次に、C 評価及び D 評価となった事業について、ご説明いたします。「(資料

1-2) 令和 8 年度 君津市男女共同参画計画実施調査票 C・D 評価抜粋版」をご覧ください。

こちらは、C 評価 13 事業、D 評価 1 事業について抽出し、第 5 次計画の終盤にあたる 7 年度において達成度の低いものについて、取組みを強化すべきところ、あるいは現状を考慮し、取組や目標の見直しが必要なものと捉えて、次期第 6 次計画の骨子案を作成し、また、今後の素案作成にあたり、具体的な事業策定に反映しようとするもので、いくつかピックアップしてご説明いたします。

まず、調査票 1 ページ目、事業番号 4「男女共同参画週間事業の実施」ですが、内容は「6 月 23 日から 29 日の男女共同参画週間に合わせ、市ホームページ・広報紙、SNS 等を活用した周知や啓発チラシを発行するとともに、図書館に特設コーナーを設置し啓発に努める」としております。

こちらの指標は、市民意識調査で、社会慣習・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合を 30%とすることを目標に取り組んできた結果、令和 3 年度において 15. 2%だったものが、7 年度調査では 18. 1%と、3 ポイント近く上昇はしたものの、目標に達することはできず、C 評価としたものです。

次に、事業番号 5「性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進」ですが、内容は「性的マイノリティ（LGBT）に関する理解を促進するための啓発を市ホームページや広報紙等を通じて実施するとともに、当事者が利用することのできる相談支援等の周知に努める」としております。

7 年度目標は「市ホームページ等を通じて啓発するとともに、相談支援等の周知に努める」こととしており、こちらは達成できているものの、目標値である「市民意識調査で、性的マイノリティ（LGBT）の「言葉と意味の両方知っている」と回答した人の割合を 70%」としているところ、現状値は 46. 4%であったため、総合的な判断として C 評価としております。

これらの取組状況と指標の結果を見ると、周知啓発活動は計画どおり行っているが、いざ平等意識や認知度を調査すると目標には程遠いという結果が見取れますので、次期計画においては単に周知啓発による意識づくりに留まらず、性的マイノリティの方などが安心して暮らせる環境づくり、例えばパートナーシップやファミリーシップ制度における転入転出者の届出の簡素化など、制度利用を充実させる取組みなどを通じて、意識や認知度の向上につなげていきたいと考えています。

次に、調査票 2 ページ、事業番号 12「市役所内審議会等の女性委員の登用促進」ですが、こちらも総合計画の指標として用いているもので、「審議会等における女性委員の割合を 40%、女性委員のいない審議会等の数を 0 とする。」ことを目標にし、庁内各部署に県の女性人材リストの活用を案内し、女性委員の登用率の目標を周知してまいりましたが、令和 8 年 4 月 1 日現在の女性委員の割合は 25. 2%、女性委員のいない審議会等の数は「9」という状況でした。

事務局

こちらの取組みの課題としては、県のリストが活用しづらいですとか、委員を引き受けてくださる一部の女性の方に集中してしまうなどの課題がありますので、それらの課題をクリアしながら目標達成に向けた適切な方法を検討してまいります。

また、こちらの指標からも見て取れるとおり、政策や方針決定過程における女性の登用や、女性の参画が少ない分野はまだ多い状況にありますので、庁内に向けて、より一層女性委員の登用を働きかけるとともに、次期計画においても、あらゆる分野における女性活躍の場を拡充させる取組みが必要と考え、骨子案において取組みを再編・強化しようと考えています。

次に、調査票 2 ページ目、事業番号 15「女性従業員リーダーシッププログラムの実施」について、内容は「ありたい姿に向けて一步を踏み出す女性の育成やネットワーク構築を目的として、セミナーを実施する」というものですが、この事業は国から交付金を受けて実施しているものであり、令和 7 年度は不採択であったため、現状値は未実施としております。しかしながら、セミナーは実施できなかったものの、年度目標は「来年度の実施に向けて情報収集や内容の検討を行う、県等のセミナーについて市ホームページ等による周知を行う」こととしており、こちらは達成できているため、総合的な判断として C 評価としております。

また、調査票 3 ページ目、事業番号 16「市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催」においても、同様の理由で C 評価としております。

次に、調査票 4 ページ目、事業番号 38「家族介護支援事業の拡充」について、内容は「働きながらも参加しやすい、夜間や土日開催の介護講座を実施する」となります。

7 年度目標は「公民館と連携し、介護教室を 1 回開催できるよう検討する」とされておりますが、実績・到達状況としては「高齢者支援課から公民館へ講座開催について相談し検討したが、補助金事業としている本事業の対象者の要件に該当しなかったため、開催には至らなかった」ということで、D 評価とされております。

これら、補助金事業の不採択が理由により実施に至らなかったものについては、計画策定時と採択の基準が変わったものや、事業の実施方法に課題があるものなど理由は様々ですので、個別に事業の見直しや目標の設定に検討が必要と考えています。

事業の説明は以上になります。

なお、本調査票は、今日この場でいただいたご意見等を添えて、各担当課へ共有し、今後の素案作成にあたり具体的な事業として選定いただく際の資料として活用する予定です。

以上で、事務局の説明を終わります。

齊藤会長

ただ今、説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

- 水越委員 事業番号4（男女共同参画週間事業の実施）における最終年度までの達成目標が「市民意識調査で、社会慣習・しきたりの面で『男女平等』と回答した人の割合を30%」とありますが、市民意識調査の設問の内容は、こういったものなのでしょうか。
- 事務局 調査においては、問が「あなたは次のような場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか」というもので、選択肢は「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」の6つから選ぶ設問を用意しました。その中で、目標は「社会慣習・しきたりの面で『男女平等』である」と回答した人の割合を30%、としておりましたが、今回の調査では18.1%という結果でした。
- なお、「男性の方が非常に優遇されている」の割合は15.9%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合は47.3%、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合は4.1%、「女性の方が非常に優遇されている」の割合は0.3%、「わからない」の割合は10.2%でした。
- 水越委員 その設問は、いろいろな場面において男女平等なのかを問うものなのかと思いますが、取組内容が「男女平等参画週間（6/23～6/29）に市ホームページなどで周知・啓発する」というのは、目標とズレているように思います。
- 事務局 市ホームページ等における周知・啓発は、男女平等と感じる人の割合を高めるための施策の1つとして行っております。多面的・重層的に様々な取組を行い、割合を高めていくことを目標に施策を進めてまいります。
- 富田委員 「社会慣習・しきたりの面で」とありますが、それ以外の場面はどのようなものがあるのでしょうか。
- 事務局 設問としては、①家庭生活の中で ②職場で ③学校教育の場で ④地域活動の場で ⑤政治の場で ⑥法律や制度面で ⑦社会慣習・しきたりの面で ⑧社会全体として の8つの場面において、あなたはどのように感じていますか、という内容の質問でございました。
- 秋元委員 各事業の達成度について、B以上が7～8割程度とみると、まずこれは私個人としてはすごいと思います。C・D評価だった事業については、これを「なぜ達成できなかったか」で簡単に分けると、1つ目は「実施ができなかった」というもので、これは実施すれば容易に達成できます。2つ目は「人数や件数が目標に達しなかった」というもので、これは数の話なので、参加人数・件数を増やせばこれも達成は可能でしょう。残りは「市民意識調査の結果が目標に達しなかった」というもので、「男女平等に関する意識に関するもの」のが2件、「性的マイノリティ（LGBTQ）に関するもの」が1件、「DVに関するもの」が1件です。ここから考えられることとしては、まずは男女平等に関する啓発を重視していくのが良いのではないかと思います。もちろんLGBTQもDVも重要なんですが、どちらも根本にある男女平等意識の啓発を行うことで、そちらも

秋元委員 引っ張られて数値が良くなるのではないかなと思います。

事務局 市民意識調査の結果として、取組自体は実施していますが、意識を高めるところには到達できていない状況ですので、これから素案を作成するにあたり、各事業の選定を行う際は、秋元委員のおっしゃるような視点を持って取り組んでいきたいと考えております。

石川委員 事業番号 12（市役所内審議会等の女性委員の登用の促進）について、実績・到達状況に「目標値には遠い状況である」とありますが、この結果について市役所としてはどう思われているのでしょうか。

事務局 こちらについては、まずは市における男女共同参画の取組をお示しする大事な項目と考えております。本会議に至る前に開催された、庁内会議の 1 つである本部会においても、個別具体的に検討するようにという意見があったところです。本事業については、必ず達成しなければならないものと捉え、具体的な手法を検討の上、すぐに取り掛かるべきものと考えております。

齊藤会長 ほかに何かご意見等はございますか。

無いようですので、次の議題に移ります。

議題 2 「第 6 次君津市男女共同参画計画骨子（案）について」

齊藤会長 議題の 2、「第 6 次君津市男女共同参画計画骨子（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第 6 次君津市男女共同参画計画の骨子案について、事務局よりご説明させていただきます。

まず、骨子案の説明に先立ちまして、令和 8 年 3 月に実施いたしました市民意識調査アンケート等につきまして、先日調査結果の取りまとめが終わりましたのでご報告いたします。

本調査は、5 次計画策定時、令和 3 年度に実施して以来、4 年ぶりに実施したことになりますが、アンケートの実施にあたっては、前回 1 月の懇話会において、委員の皆様から貴重なご意見を数多くいただきました。

中でも、アンケートの回答方法について、当初、WEB 回答一択だった案について、回答率の低下が危惧されるので、紙での回答もできるようにした方がよいとのご意見をいただきました。

その後、事務局の方で予算の対応が取れまして、前回同様、WEB と紙いずれでも回答できる体制を整えたところ、一般市民アンケートにおいては、前回令和 3 年度、回答率 30. 2%だったものが、今回 7 年度調査では 36. 4%の回答を得ることができました。

それでは、アンケートの内容についてご説明いたします。

アンケート結果については、速報版ということで、先日資料送付の際に QR コードでご覧いただくようご案内差し上げたところですが、量が多いので、今日

は結果の概要について、口頭で触れさせていただきます。

まず、「市民意識調査報告書」ですが、こちらは市民を対象に 1,000 件調査依頼し、364 件の回答を得たものです。

内容としては、家庭や地域、職場など、あらゆる場面において平等と感じているか、LGBTQ の認知度、地域における活動参加や役員の承諾についての意識など、また今回は外国人共生に関する意識について調査しました。

回答の傾向としては、平等と感じている人の割合は若干ポイントを上げたものの、中高年における LGBTQ の認知度や、地域活動への参加意識などは男女ともにポイントを下げている状況でした。また、男女共同参画社会の実現に向けて市に特に力を入れてほしい施策はなんですか、との設問に対して、複数回答で、上位 4 つは、前回調査と同じく「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた方への再就職を支援する」「子育て支援の施策を充実する」「介護者が社会参加しやすくするため、介護支援サービスを充実させる」「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」でありました。

次に、「事業所意識調査報告書」ですが、こちらは市内の事業所を対象に 500 件調査を依頼し、132 件の回答を得たものです。

内容としては、男女別の役職者の割合、男性の育児休暇の取得率、職場復帰支援の取組み、ハラスメントやワーク・ライフ・バランスの取組の状況などについてです。

回答の傾向としては、女性の管理職登用は進んでいるものの、職場環境改善の取組みは「特にしていない」など「意識」自体が低く、全体的にポイントを落としている状況でした。

最後、「中学生意識調査報告書」ですが、こちらは市内の公立・私立中学校の 2 年生を対象に、592 件調査を依頼し、474 件の回答を得たものです。

内容としては、学校や家庭、社会生活において、男女は平等になっていると思うか、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思うか、「女の子らしく」や「男の子らしく」と言われたときどんな気持ちか、性別に悩みはあるか、等です。

回答の傾向としては、家庭や学校生活においては、過半数が男女は平等であると回答している一方、社会においては 3 割にとどまる。また、いずれの区分においても、「男性の方が優遇されている」の割合は大きな変化がないが、逆に「女性の方が優遇されている」の割合は前回調査に比べて約 2 倍増加する、といった意識の変化が見られました。

以上がアンケート結果の概要です。

このアンケートの結果については、最後、その他意見の取りまとめを行った後、近日中に市ホームページにおいて公表する予定です。また、今後作成する素案において、アンケート項目を抽出し、掲載をします。素案作成にあたっては、アンケート結果を踏まえて、課題等を分析し、具体的な施策・事業を展開

していく考えです。

それでは、「(資料 2) 第 6 次君津市男女共同参画計画 骨子(案)」をご覧ください。

資料の説明に入る前に、これまでの経緯について軽く触れさせていただきま
す。昨年度、庁内体制としての幹事会、本部会、そして 1 月 20 日に開催いた
しました懇話会の場において、新たな男女共同参画計画の「策定方針」としま
して、計画の趣旨や策定に係る基本的な考え方、策定スケジュール等を示させ
ていただいております。今回は、その策
定方針に沿った形で、この骨子を作成し、幹事会及び本部会において審議した
ところでです。

資料をご覧ください。「1 計画の背景と趣旨」でございますが、これは昨年
度に審議いただきました策定方針から変更はありません。

国が策定した第 6 次計画において、男女共同参画等の取組は、男性も女性も
暮らしやすい多様な幸せ (well-being) を実現するためのものであり、政府は
あらゆる取組においてジェンダー主流化を行うこととする方向性を示しまし
た。また、千葉県では第 6 次計画の策定および多様性尊重条例が施行されまし
た。そして、本市においては、第 5 次計画が令和 8 年度に終了することから、
総合計画を踏まえ、国や県の第 6 次計画を勘案しつつ新たな計画を策定する、
という趣旨を記載しております。

次に、「2 位置付け」及び「3 期間」でございますが、男女共同参画社会基
本法に基づく計画に、引き続き DV 防止法及び女性活躍推進法に基づく計画を
一体的に策定するほか、第 6 次計画からは、新たに、令和 6 年度に施行されま
した困難女性支援法に基づく計画を含むものとします。

次に、「4 基本理念及び計画の体系」でございますが、こちらは、現行計画
である君津市の第 5 次計画からの変更部分を赤字としております。

まず、いちばん上の基本理念でございますが、男女共同参画計画の基本理念
についての変更は、社会の変化や多様性への理解が求められる中で、その内容
をより適切に表現する必要があるという背景があります。

具体的には、「市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、誰もが自分
らしく輝ける社会の実現を目指して」から、誰もが互いに個人として尊重され、
いきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指して」という新しい理念へと変
更したいと考えました。

理由としては、第一に、「個人として尊重される」という表現は、それぞれの
個人が持つ固有の価値や特性を強調していて、この点が重要である理由は、男
女共同参画社会においては、単に多様性を認め合うだけでなく、個々の違いを
尊重し、それに基づく相互理解が必要不可欠であるとの考えからです。

第二に、第 6 次計画においては、基本目標に「誰もが働きやすいまちづくり」
を新規で追加しています。人々が生き活きと活動できる場をつくること(具体

的には、働く場における様々な男女間の格差（非正規従業員の割合や賃金格差等）を解消することや、働きたい人が性別に関わりなく働きやすい環境づくりを進めること）は、自己実現や個人の幸福につながるものであり、男女共同参画社会の根幹とも言える要素であるとの考えからです。

初めの表現から「自分らしく輝ける」という個人の自己実現の側面は変わりませんが、新たに「いきいきと」という言葉を加えたことで、より活力のある社会の実現を目指すスタンスを強調したいと考えています。

今回の基本理念の変更は、多様性を認めることは大切ですが、それを実現するためには、個人が尊重され、対等な関係性を構築し、ともに活躍できることが、以前にも増して重要視されるようになったということからです。

以上が、男女共同参画計画の基本理念変更の理由についての説明です。

次に、計画の体系ですが、4つの基本目標と10の施策項目を設定し、新たに定める基本理念の実現に向けて、取組を推進していきます。

今回、骨子案の構成としては、県の新たな第6次計画に対応させる形で、市においても基本目標の項目を追加し、施策項目も再編・強化することにより、取組みを推進することを目的に、所要の変更を行いました。

まず、基本目標の3番目「誰もが働きやすいまちづくり」を項目として新規に設定しました。第5次計画においては2番目の「誰もが活躍できるまちづくり」に包含されていた各施策項目について、働く場における男女共同参画の促進や、働きやすい職場環境づくりなどの施策を集約し、項目出しすることで取組みを強化する狙いがあります。

次に、基本目標の次に来る「施策項目・施策の基本的な方向」については、ジェンダー主流化、すなわち、あらゆる分野において「ジェンダーによる思い込みや偏見、性別分担意識によって男女間の格差が生じていないか」という視点に立ち、施策や事業を点検することで、男女間格差の解消を図る取組みを推進しようと、施策項目・施策の基本的な方向を定め、今後の具体的な事業を選定していこうとするものです。

そのような視点の中で、男女間格差は、女性活躍の場を狭めたり、働きづらい環境を生み出すため、基本目標である「誰もが活躍できるまちづくり」や「誰もが働きやすいまちづくり」を達成するために、解消する必要があります。

そのため、第6次計画においては、第5次計画では各項目に点在していた施策を「(4) あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」及び「(7) 誰もが働きやすい職場環境づくり」に集約し、再編・強化することで、ジェンダー主流化に取り組んでいこうとするものです。

ここから先は、裏面の「第5次市計画と第6次市計画（案）の比較」により、ご説明いたします。

この表は、左側、第5次計画において「基本的な課題・施策の方向性」として位置づけられた各施策が、第6次計画において「施策項目・施策の基本的な

方向」として、どの基本目標の下に位置づけ、整理したかを示した表になります。

左上、オレンジの枠から、第5次計画においては(1)男女共同参画社会実現に向けた意識づくりにあった「性的マイノリティ(LGBT)に関する理解促進」と「性的マイノリティ(LGBT)に配慮したアンケートの実施」については、第6次計画において「(9)誰もが安心して暮らせる環境の整備」の中で、「高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティ等が安心して暮らせる環境づくり」として移動集約しました。

次に、左側ピンクの枠、「女性の育成支援」については、「(6)働く場における男女共同参画の促進」へ移動、下の青枠「市内企業への男女共同参画の推進」と「市役所における男女共同参画の推進」それと「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発」については、「(7)誰もが働きやすい職場環境づくり」に移動、さらには、第6次計画において、「ハラスメント対策の促進」として項目として新たに追加し、再編・強化しようとするものです。

最後、左下オレンジ枠、「(9)防災分野における男女共同参画の促進」の中の項目を分解し、「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進」については、右側「(9)誰もが安心して暮らせる環境の整備」の中において整理し、最下段、黄緑枠「消防・防災活動における女性活躍の促進」については、「(4)あらゆる分野における男女共同参画の視点的反映」の中で「女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大」として、再編しました。

骨子案の資料からの説明は以上となります。

ここで、前回の懇話会において、ご質問ご意見のありました、国際的な協調について、意味合いや計画策定における考え方について整理しましたので、回答させていただきます。

日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と連動して進められており、第6次君津市男女共同参画計画の根拠となる男女共同参画社会基本法においても、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

世界における日本の男女共同参画の推進状況については、「ジェンダーギャップ指数」という国別の男女平等を数値化したもので確認することができます。対象となるのは教育、健康、経済、政治の4分野で、日本は2025年において、148か国中118位と低い順位になっています。教育・健康分野の値は世界でもトップクラスにもかかわらず、政治と経済の値は低く、特に男女共同参画の推進が進んでいない状況です。

この状況を改善するために、国や県は、ジェンダー主流化(あらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していくこと)が重要であるとしており、本市においても同様に、「ジェンダー主流化」に取り組む必要があると考えております。

事務局

市の具体的な取組として、政治分野において一例を申し上げますと、先ほどご紹介いたしました「市役所内審議会等の女性委員の登用促進」の施策項目があります。こちらについては7年度C評価でありましたが、なぜ目標に到達できなかったか課題を整理し、ジェンダー平等の視点で、あるべき姿を見据えた中で目標を設定し、達成するための具体的な方策をより強く推進していこうと考えています。

このようにすべての施策においてジェンダー主流化の視点をもって、国際的な協調の下、男女共同参画施策を推進していくことは、計画策定の根幹となる考え方でありますので、素案の中で、計画策定の背景・趣旨の方にしっかりと落とし込んでいこうと考えています。

最後に、今後の予定でございますが、「(参考資料1)第6次男女共同参画計画策定スケジュール」をご覧ください。今後、本日お示しした資料に基づき、庁内各課において具体的な事業を選定し、ヒアリングなどを重ね、素案作成に向けて取り組んでいきます。素案については、10月上旬頃から幹事会、本部会、懇話会と順に進めてまいります。その後、12月にパブリックコメントを実施し、最終案につきましては懇話会においては2月上旬に書面開催とし、議会報告を経て、3月に結果公表としたいと考えております。

以上で、事務局の説明を終わります。

齊藤会長
秋元委員

ただ今、説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

計画の位置付けについて、「市町村困難女性支援基本計画」というものがありますが、「困難男性支援基本計画」はないのでしょうか。女性活躍推進計画というのは、統計的にも女性側をもっと推進する必要があるというのはわかります。DV対策基本計画も、配偶者という表現を使っているので、男性も女性も含まれることがわかります。ですが、困難女性支援基本計画だけ、どうして女性だけになっているのでしょうか。例えば、ひとり親の男性もいらっしゃるかと思うのですが。

事務局

「困難女性支援法」は、女性が女性であることで様々な困難に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援するための施策を推進するもので、具体的には性被害、DV、生活困窮、家庭における居場所のなさ、ひとり親家庭などが想定されています。また、この法律は、「売春防止法」を前身としており、そこから更に新たな女性支援の視点を反映させたものであるため、この法律には男性は含まれていないものとなります。

秋元委員
千葉委員

勉強になりました、ありがとうございます。

第5次計画「(9) 防災分野における男女共同参画の促進」の「消防・防災活動における女性活躍の促進」について、第6次計画では「女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大」に変更されていますが、「消防・防災活動における」としたほうが対象の分野が明確なので、私としてはこのままの方がいいと思います。

- 事務局 今回の変更の狙いとしましては、女性の参画が少ない分野を集約し、見やすい形にまとめて取り組んでいくものとしております。具体的例としては、防災、消防団、理工学系への就職などの分野への取組を推進していこうと考えております。
- 千葉委員 計画ですから、すべて具体的に書かなくても良いのですが、少しくらい見えるようにしたほうが面白いかなと思いました。
- 齊藤会長
窪田委員 君津市女性消防分団長の窪田さんとしては、いかがですか。
- 先ほどお話のあった、女性のリーダーを育てていく、という部分について、君津市女性消防分団は、リーダーに沿っていくというよりも、みんなで力を合わせてやっていくということを心がけています。火災には出動できませんが、避難所開設とか、AED の取り扱いだとか、地域の皆さんのお役に立てるように頑張っております。
- 齊藤会長 ありがとうございます。私としても、女性の参画が少ない分野、というのがどういったものなのかわかりづらいので、例えば「〇〇等の女性の参画が少ない分野……」のように示してもらえたらなと思いました。
- 富田委員 私が以前、60 年以上前に初めて海外勤務をしたときから、日本はあまり変化がないと感じます。パリの日本大使館に勤務した際、そこには女性警察官が玄関を警備していました。当時の日本では考えられなかったので、本当に驚きました。海外と日本とでは、意識が全然違うんです。1 番大切なのは、女性が職業を選ぶときに、なんでも選べる環境を作ることが大事なんじゃないかと思います。今はスポーツの分野で女性が世界的に活躍していますが、そんな国の女性の地位が低いというのは本当に残念なことです。日本には歴史的な環境のなかで培ってきた習慣というのがあり、これが外から見たら女性差別に見えることもあるんですが、実は差別ではなく分担というところもあります。男女で分けるべきところ、分ける必要がないところをきちんと見極めていくことが、これから世界での日本の地位を上げることに繋がるんだと思います。
- 齊藤会長 最近、女性の市長も増えてきたように感じるので、そういった分野でもどんどん女性の進出が広がってきているのかなと思います。
- 藤田委員 中学生意識調査の結果で、男女の地位は平等かという設問に対して平等と回答した中学生の割合が 50.8%、前回調査よりも約 8 ポイント下がっています。これはつまり、49.2%の生徒が男女は平等ではないという意識を持っているのか、それとも先ほど富田さんがおっしゃったように、男女は平等という意識はあるが、役割分担の部分でそういった意識がないのか……。例えば私は大人の男性ですが、男女は平等だと思いますし、女性の人権も平等だという意識があります。ただ、男性にしかできないこと、女性にしかできないこともあるということも含めて、学校教育という分野で、そういった感覚というか、性別は関係なく人は平等なんだよという意識づくりをしていただきたいと思います。
- 事務局 中学生市民意識調査については、学校生活において、「男性の方が非常に優

事務局 遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合は 6.1% に対し、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合は 28%と、女性の方が優遇されていると感じているという結果が今回特徴的なところ です。これをどう捉えるかはいろいろあるかと思いますが、学校教育の場において、男女が平等であると感じるための教育施策というところは、これから素案に向けて進めていきたい と思います。

齊藤会長 ほかにご意見等はございますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

資料をご覧くださいまして、今後のご意見やご質問につきましては随時、事務局で受付するとのことですので、市民生活課までご連絡くださいますようお願い します。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

事務局 齊藤会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なる審議ありがとうございました。

今後につきましては、事前に配布いたしました策定スケジュールのとおり、素案、パブコメ、最終案報告と順に進めてまいりますので、引き続き、ご意見やご協力を賜りますようお願いいたします。

本日は、委員の皆様には長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました

閉会（午後 3 時）